

令和6年（2024年）5月22日付け札幌市告示第2223号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和6年（2024年）5月31日

札幌市長 秋元 克広

記

1 訂正する内容

札幌市告示第2223号別表の工事番号「24(豊)第0016号」工事名「西岡69号線ほか1線生活道路整備工事」にかかる設計図書の一部を下記のとおり訂正し、入札日等を別表のとおり変更する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

電子入札

(入札日等訂正版)

0	調達案件番号	2424001611
1	工事（業務）番号	24（豊）第 0016 号
2	工事（業務）名	西岡 6 9 号線ほか 1 線生活道路整備工事
	工事（履行）場所	札幌市豊平区西岡 5 条 1 3 丁目
	工事（業務）内容	工事延長L=178.95m 施工延長L=155.28m 施工幅員W=8.00m (車道5.00m+歩道1.50m×2) t=48cm 【車道部】土工一式 補装工・路盤工 787m ² 【歩道部】土工一式 補装工 406m ² 路盤工 396m ² 排水構造物工一式 縁石工一式、区画線工一式、照明工一式、構造物撤去工一式
	工期（履行期間）	着手の日から令和6年10月31日まで
6	審査方式	事後審査方式（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
	申請書等提出期限（日）	開札日の翌日まで（審査順 1 位の落札候補者のみ）
	落札結果通知予定日	令和6年6月19日
11	電子入札案件区分	電子入札
	入札期間（年月日）	令和6年06月10日 (08時00分～20時00分) 令和6年06月11日 (08時00分～17時00分)
	開札予定日時	令和6年06月12日 09時30分
	場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
17	提出方法	電子入札システムによること。
	施行担当課	豊）土木部維持管理課
	電話番号	011-851-1681

1. 工事の概要

工事延長L=178.95m 施工延長L=155.28m
施工幅員W=8.00m (車道5.00m+歩道1.50m×2) t=48cm

【車道部】土工一式 補装工・路盤工 787m²

【歩道部】土工一式 補装工 406m² 路盤工 396m²

排水構造物工一式 縁石工一式、区画線工一式、照明工一式、構造物撤去工一式
(建設リサイクル法対象案件) (建設発生土の搬出有)

2. 施工場所 札幌市豊平区西岡5条13丁目

3. 工事の期間 契約書に示す着手の日から令和6年10月24日までとする。

4. 図面 別添のとおり (図面2枚)

5. 工事仕様書 札幌市土木工事共通仕様書、札幌市下水道管きょ工事仕様書、札幌市歩道施工ガイドライン、各種標準設計図集及び特記仕様書による。

6. 特記仕様書 別添のとおり。

正

工事説明書

1. 工事の概要

工事延長L=178.95m 施工延長L=155.28m
施工幅員W=8.00m (車道5.00m+歩道1.50m×2) t=48cm

【車道部】土工一式 補装工・路盤工 787m²

【歩道部】土工一式 補装工 406m² 路盤工 396m²

排水構造物工一式 縁石工一式、区画線工一式、照明工一式、構造物撤去工一式
(建設リサイクル法対象案件) (建設発生土の搬出有)

2. 施工場所 札幌市豊平区西岡5条13丁目

3. 工事の期間 契約書に示す着手の日から令和6年10月31日までとする。

4. 図面 別添のとおり (図面2枚)

5. 工事仕様書 札幌市土木工事共通仕様書、札幌市下水道管きょ工事仕様書、札幌市歩道施工ガイドライン、各種標準設計図集及び特記仕様書による。

6. 特記仕様書 別添のとおり。

本特記仕様書は、契約の適正な履行の確保を図るため、本工事固有の施工条件の明細や技術的な要求事項などを記すものであり、本特記仕様書に記載されていない事項は札幌市土木工事共通仕様書（以降、「共通仕様書」という。）によるものとする。

1 共通事項

(1) 工事期間等の設定について

ア 工期 令和6年6月17から令和6年10月24日まで

なお、工事期間には標準的な作業日数のほか下表の日数を見込んでいる。

① 準備期間	30日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（実働工期日数に休日※と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	0.7
④地元調整等による工事不可期間 —令和6年6月17日から令和6年10月24日	▲日間
⑤〇〇との調整等に係る施工休工期間（令和6年6月17日から令和6年10月24日まで）	□日間

※休日とは、土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇をいう。

イ 週休2日工事の実施について

(ア) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事であり、当初予定価格は4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。

(イ) 受注者は、週休2日による施工を行わなければならない。

(ウ) 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。

対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(エ) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

(オ) 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

(カ) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

(キ) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

 a) 受注者は、週休2日の計画工程表及び休日取得計画（法定休日・所定休日）を施工計画書に添付し発注者へ提出する。

 b) 受注者は、実施結果を工事月報や休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。

(ク) 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(ケ) 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正分について減額の設計変更を行う。その際、4週6休以上であっても補正は行わない。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としているなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。

(コ) 建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

本特記仕様書は、契約の適正な履行の確保を図るため、本工事固有の施工条件の明細や技術的な要求事項などを記すものであり、本特記仕様書に記載されていない事項は札幌市土木工事共通仕様書（以降、「共通仕様書」という。）によるものとする。

1 共通事項

(1) 工事期間等の設定について

ア 工期 令和6年6月24日から令和6年10月31日まで

なお、工事期間には標準的な作業日数のほか下表の日数を見込んでいる。

① 準備期間	30日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（実働工期日数に休日※と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	0.7
④地元調整等による工事不可期間 —令和6年6月24日から令和6年10月31日	▲日間
⑤〇〇との調整等に係る施工休工期間（令和6年6月24日から令和6年10月31日まで）	□日間

※休日とは、土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇をいう。

イ 週休2日工事の実施について

(ア) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事であり、当初予定価格は4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。

(イ) 受注者は、週休2日による施工を行わなければならない。

(ウ) 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。

対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(エ) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。

(オ) 週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

(カ) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

(キ) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

 a) 受注者は、週休2日の計画工程表及び休日取得計画（法定休日・所定休日）を施工計画書に添付し発注者へ提出する。

 b) 受注者は、実施結果を工事月報や休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。

(ク) 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(ケ) 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正分について減額の設計変更を行う。その際、4週6休以上であっても補正は行わない。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としているなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。

(コ) 建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2024. 05
歩掛適用年月	2024. 05
労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000

单-55号

正

1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2024.05
歩掛適用年月	2024.05
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000